

令和7年1月31日  
雇均発0131第1号  
国不建振第148号

各建設業者団体の長 殿

「建設業退職金共済制度における電子申請方式の導入等について」の一部改正  
について

厚生労働省雇用環境・均等局長  
( 公 印 省 略 )

国土交通省不動産・建設経済局長  
( 公 印 省 略 )

建設業退職金共済制度（以下「建退共制度」という。）については、建設労働者の福祉の増進を図るとともに、建設労働者の雇用労働条件の改善を通じて建設業の健全な発展を図る観点から、その普及徹底を推進してきたところであり、貴職におかれてもご協力をいただいているところである。

建退共制度における電子申請方式の導入等については、「建設業退職金共済制度における電子申請方式の導入等について」（令和3年3月30日付雇均発第0330第4号・国不建整第184号。以下「導入通知」という。）等により、周知及び活用促進等を図ってきたところである。

こうした中、建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律（令和6年法律第49号）による建設業法（昭和24年法律第100号）の一部改正等に基づき、令和6年12月13日に公表された「情報通信技術を活用した建設工事の適正な施工を確保するための基本的な指針」等において、建退共制度に係る確実な掛金納付・退職金支給、事務負担の軽減等を図るため、電子申請方式の一層の利用促進及び建設キャリアアップシステムの現場就業履歴を活用した就労実績報告等の促進を図るとともに、建設業者においても電子申請方式等を積極的に活用すべきことが位置づけられた。

これを踏まえ、導入通知について、電子申請方式の活用を促進する観点から、下記及び別添のとおり改正するので、貴団体におかれでは、改めて電子申請方式

の活用について一段と取組を推進されるようお願いするとともに、会員企業に対し、改正内容及び電子申請方式の積極的活用について周知されたい。

## 記

### 1. 建退共制度関係事務における電子申請方式と証紙貼付方式の選択

元請事業主が建退共制度関係事務を下請事業主から受託する際、一つの現場で電子申請方式と証紙貼付方式が混在することによる事務の混乱を避ける観点から、元請事業主は、受注する工事ごとに、電子申請方式と証紙貼付方式のうちいずれかの方式を選択した上で、下請契約を締結し、又は再下請通知を受ける際に、すべての下請事業主に対して、当該元請事業主が選択した方式によって行うよう求めることとしているところである。

この扱いとすることにより、電子申請に対応できない下請事業主が少数でも施工体制に入る場合、元請事業主が電子申請方式の選択を躊躇することとなるとの実態がきかれることから、大半の下請事業主が電子申請方式に対応しているにも関わらず少数の下請事業主が電子申請方式に対応しがたい状況にあるなど、一つの現場で電子申請方式と証紙貼付方式の両方式を併用することが事務の効率化に資する場合においては、その併用も差し支えないこととする。

なお、その際に、特定の被共済者に対して、同一の就労日において退職金ポイント及び証紙を重複して掛金納付することがないよう十分に留意することとする。

### 2. その他

その他、所要の改正を行う。

以上

「建設業退職金共済制度における電子申請方式の導入等について」(令和3年3月30日付雇均発第0330第4号・国不建整第184号)新旧対照表

(下線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>建設業退職金共済制度（以下「建退共制度」という。）については、建設労働者の福祉の増進を図るとともに、建設労働者の雇用労働条件の改善を通じて建設業の健全な発展を図る観点から、その普及徹底を推進してきたところであり、貴職におかれてもご協力をいただいているところである。</p> <p>これまで、「建設業退職金共済制度の加入促進及び履行徹底について」（平成11年3月18日付け労発第41号・建設省経労発第25号）を踏まえ、建退共制度の適正履行の確保に努めているところであるが、依然として、対象労働者への掛金の充当が徹底されていないという実態がきかれるなど、適正な履行を確保していく上で課題がみられる状況にある。</p> <p>こうした中、建退共制度においては、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第16号）による中小企業退職金共済法（昭和34年法律第160号）の一部改正等により、<u>令和2年10月</u>より、証紙貼付方式に加え、電子申請方式による掛金納付が可能となったところである。</p>	<p>建設業退職金共済制度（以下「建退共制度」という。）については、建設労働者の福祉の増進を図るとともに、建設労働者の雇用労働条件の改善を通じて建設業の健全な発展を図る観点から、その普及徹底を推進してきたところであり、貴職におかれてもご協力をいただいているところである。</p> <p>これまで、「建設業退職金共済制度の加入促進及び履行徹底について」（平成11年3月18日付け労発第41号・建設省経労発第25号）を踏まえ、建退共制度の適正履行の確保に努めているところであるが、依然として、対象労働者への掛金の充当が徹底されていないという実態がきかれるなど、適正な履行を確保していく上で課題がみられる状況にある。</p> <p>こうした中、建退共制度においては、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第16号）による中小企業退職金共済法（昭和34年法律第160号）の一部改正等により、<u>昨年10月</u>より、証紙貼付方式に加え、電子申請方式による掛金納付が可能となったところである。</p>

また、国土交通省においては、建設業団体と連携して、技能労働者の有する資格や就業履歴などの蓄積を通じて、その能力や経験に応じた適切な待遇を受けられる労働環境の整備等を図る観点から、平成31年4月より建設キャリアアップシステムについて本格的な運用を開始したところである。建設キャリアアップシステムに蓄積される就業履歴情報を活用することにより、建退共制度の事務の効率化及び適正履行の確保が期待されるところである。加えて、令和6年12月13日には、建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律（令和6年法律第49号）による建設業法（昭和24年法律第100号）の一部改正等に基づき公表された「情報通信技術を活用した建設工事の適正な施工を確保するための基本的な指針」等において、建退共制度に係る確実な掛金納付・退職金支給、事務負担の軽減等を図るため、電子申請方式の一層の利用促進及び建設キャリアアップシステムの現場就業履歴を活用した就労実績報告等の促進を図るとともに、建設業者においても電子申請方式等を積極的に活用すべきとされたところである。

今般、これらを踏まえ、建退共制度における電子申請方式等の事項に関して、令和3年4月以降に発注される工事より、下記の運用を開始することとするので、貴団体におかれでは、下記の事項について御留意の上、建退共

また、国土交通省においては、建設業団体と連携して、技能労働者の有する資格や就業履歴などの蓄積を通じて、その能力や経験に応じた適切な待遇を受けられる労働環境の整備等を図る観点から、平成31年4月より建設キャリアアップシステムについて本格的な運用を開始したところである。建設キャリアアップシステムに蓄積される就業履歴情報を活用することにより、建退共制度の事務の効率化及び適正履行の確保が期待されるところである。

今般、これらを踏まえ、建退共制度における電子申請方式等の事項に関して、令和3年4月以降に発注される工事より、下記の運用を開始することとするので、貴団体におかれでは、下記の事項について御留意の上、建退共

<p>制度の適正履行の確保について一段と取組を推進されるようお願いするとともに、会員企業において適切な制度運用が徹底されるよう周知されたい。</p>	<p>平成11年3月18日付け労発第41号・建設省経労発第25号は、廃止する。</p>	<p>記</p>	<p>1～3 (略)</p>	<p>4 元請事業主は、できる限り、建退共制度関係事務を下請事業主から受託し、建退共制度の適切な運用に努めるとともに、下請契約を締結する際には、下請事業主に対して、建退共制度の趣旨を説明し、被共済者就労状況報告書等の作成を指導し、その提出を徹底させることにより、下請事業主の建退共制度への加入、正確な就労状況報告の作成、掛金の充当の徹底を促進するよう努めること。その際、一つの現場で電子申請方式と証紙貼付方式が混在することによる事務の混乱を避ける観点から、原則として、元請事業主は、受注する工事ごとに、電子申請方式と証紙貼付方式のうちいずれかの方式を選択した上で、下請契約を締結し、又は再下請通知を受ける際に、すべての下請事業主に対して、当該元請事業主が選択した方式によって行うよう求めること。<u>ただし、大半の下請事業主が電子申請方式</u></p>
<p>制度の適正履行の確保について一段と取組を推進されるようお願いするとともに、会員企業において適切な制度運用が徹底されるよう周知されたい。</p>	<p>平成11年3月18日付け労発第41号・建設省経労発第25号は、廃止する。</p>	<p>記</p>	<p>1～3 (略)</p>	<p>4 元請事業主は、できる限り、建退共制度関係事務を下請事業主から受託し、建退共制度の適切な運用に努めるとともに、下請契約を締結する際には、下請事業主に対して、建退共制度の趣旨を説明し、被共済者就労状況報告書等の作成を指導し、その提出を徹底させることにより、下請事業主の建退共制度への加入、正確な就労状況報告の作成、掛金の充当の徹底を促進するよう努めること。その際、一つの現場で電子申請方式と証紙貼付方式が混在することによる事務の混乱を避ける観点から、元請事業主は、受注する工事ごとに、電子申請方式と証紙貼付方式のうちいずれかの方式を選択した上で、下請契約を締結し、又は再下請通知を受ける際に、すべての下請事業主に対して、当該元請事業主が選択した方式によって行うよう求めること。</p>

に対応しているにも関わらず少數の下請事業主が電子申請方式に対応しがたい状況にあるなど、一つの現場で電子申請方式と証紙貼付方式の両方式を併用することが事務の効率化に資する場合においては、その併用も差し支えない（なお、その際に、特定の被共済者に対して、同一の就労日において退職金ポイント及び証紙を重複して掛金納付することができないよう十分に留意すること。）。